

税務署等からの照会に係る 事務手続きの簡素化について

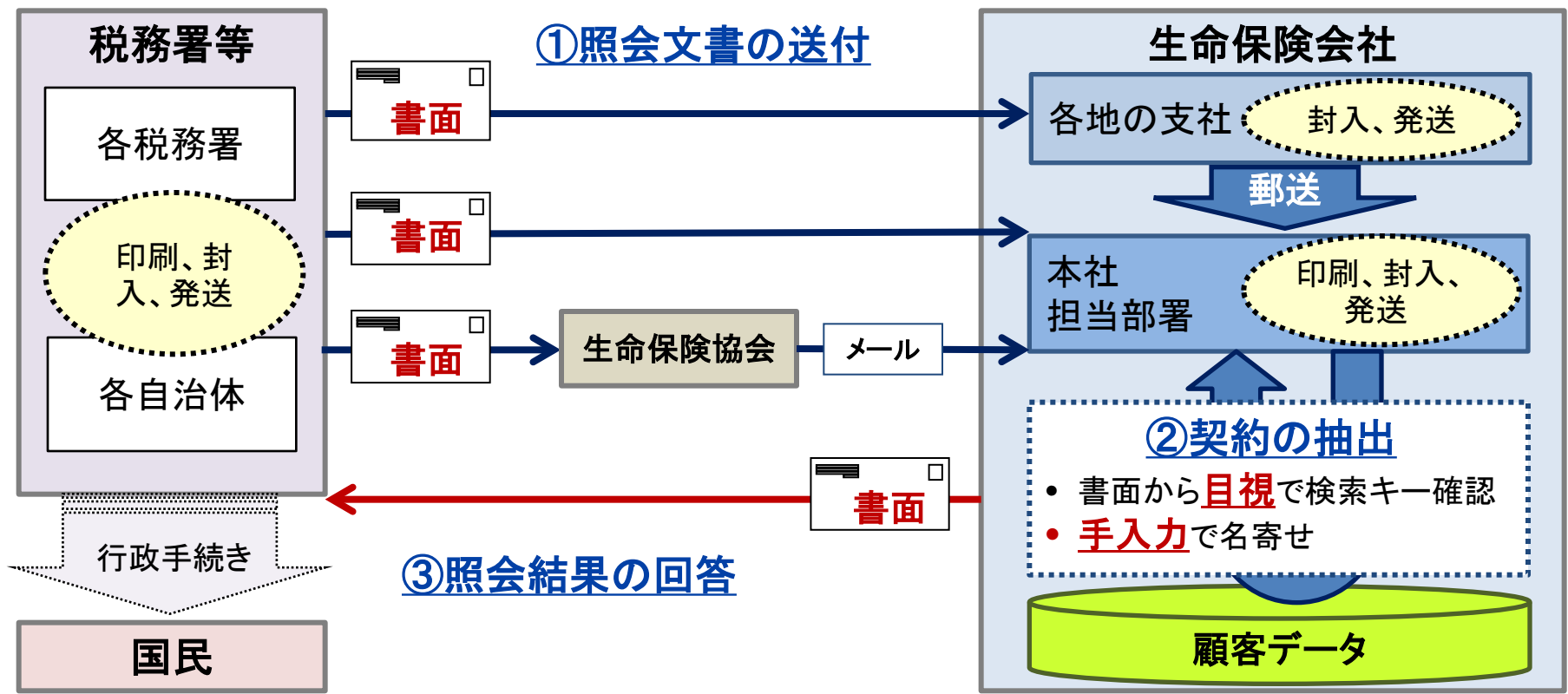
平成26年3月12日

創業・IT等ワーキング・グループ

社団法人 生命保険協会

(1)照会事務の現状①

- 国税徴収法141条(税金滞納者の財産調査等)等に基づき、税務署等から生命保険会社に対し、契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会が行われている。
 - 具体的な実務の流れとしては、①各税務署・自治体等から各生命保険会社の支社・本社、あるいは生命保険協会経由で照会文書(契約の抽出に必要な検索キー(カナ氏名、生年月日等)および照会事項)が郵送され、②生命保険会社の本社担当部署に集約した上で、契約の有無等を確認し、③照会結果の回答文書を返送している。
 - A社への年間照会件数は約100万件、1日あたりでは約4,000件の照会が行われる計算(※)。
- (※)平成24年度のA社における税務署照会に係る名寄せ件数および平日数(248日)をもとに算出。



(2) 現行実務の課題と生命保険協会の要望

● 現行実務においては、①照会文書の様式、②照会手続きの媒体について、実務上の問題を抱えており、迅速かつ正確な実務の実現等の観点から規制改革要望の提出を行っている。

①照会文書の様式

課題

- 照会文書の**様式が不統一**なために、検索キーおよび照会項目を抽出する際を目視確認にあたって非効率が生じている。

要望

- 検索キーおよび回答すべき項目につき、**内容および記載位置を統一**いただきたい。

②照会手続きの媒体

課題

- 照会手続きが**書面の郵送**により行われているため、照会項目を目視確認することや、名寄せ時に手作業で検索キーを入力することが必要となり、非効率が生じている。
- 郵送での手続きとなるため、回答に要する期間が長期化する。

要望

- 税務署等からの照会および生命保険会社からの回答について、**定型化された電子データによるオンラインでの手続き**を可能としていただきたい。

要望の実現による効果

(行政機関・生命保険会社双方が享受)

回答の迅速化
(郵送、名寄せに要する期間)

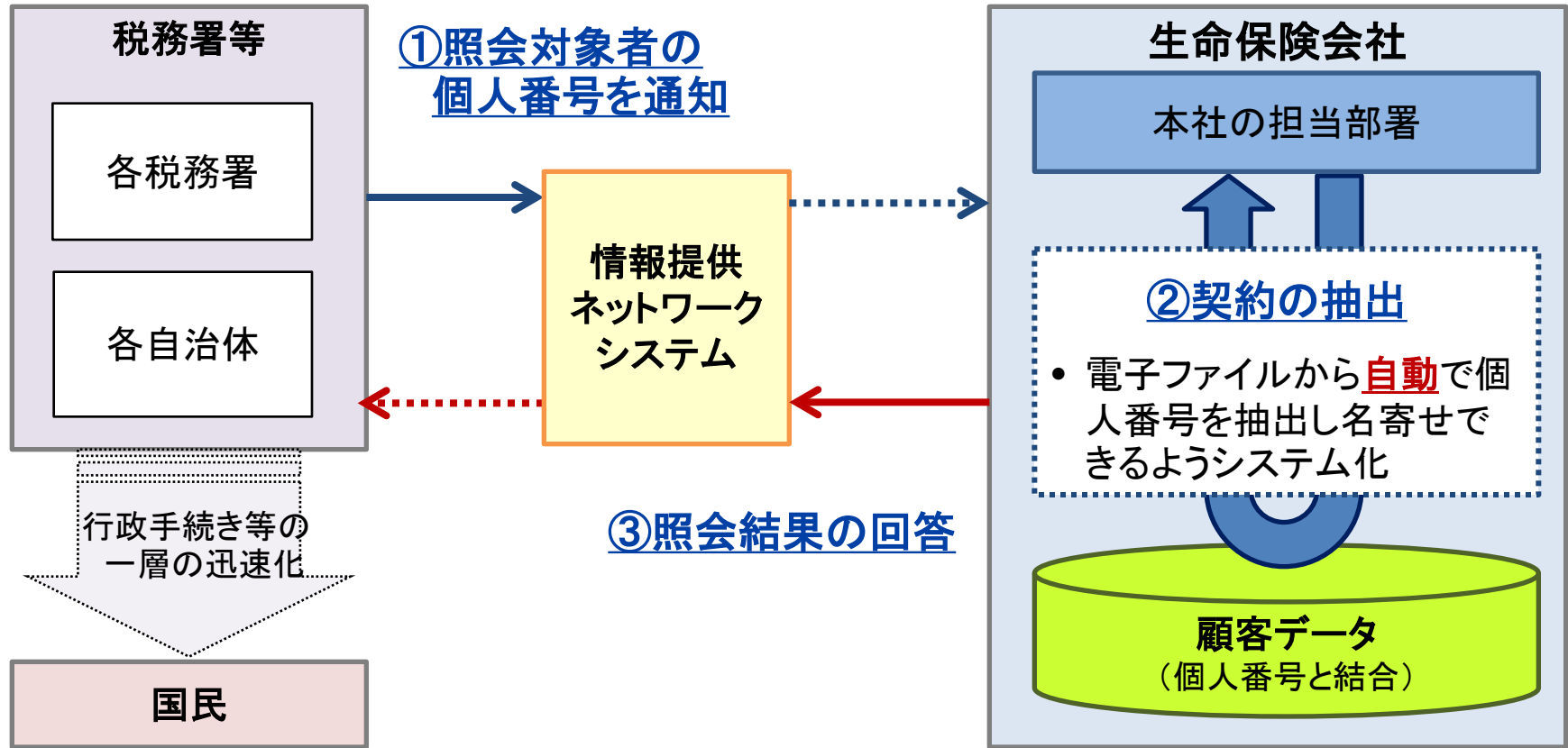
実務負荷の軽減
(目視確認、手入力、発送)

コスト削減
(人件費、印刷費、郵送費)

(3) 将来的に望ましいスキーム(番号制度の活用)

- 照会・回答業務に個人番号の利用が認められ、情報提供ネットワークシステムを通じたやり取りが可能となれば、一層の事務効率化が期待される。
- 具体的には、名寄せ時の検索キーを個人番号とすることで保険契約が確実に限定できるため、照会に係る事務手続きの迅速性・正確性が向上する。また、オンライン手続きとなるので、名寄せ時の負荷が軽減するだけでなく、回答までの期間が短縮し、行政手続きの迅速化にも資するものと考えられる。

■ 番号制度を活用した税務署等からの照会



<参考> 税務署からの照会に係る事務手続きに要する年間コスト試算

- 一定の仮定に基づけば、生命保険業界への照会に関し、行政機関では約8.6億円、生命保険業界では、人件費のみで約6.6億円のコストが発生していると試算される。

行政機関のコスト

○人件費、印刷費、郵送費

約8.6億円／年

<仮定>

- ・照会1件のコスト:320円(※)

(※)印刷、封筒(含返信用封筒):100円、郵送(含返送分):160円、人件費60円(時給1,200円で1件あたり所要時間3分)と仮定。

- ・照会文書発送件数:約268万件(※)

(※)A社における平成24年度の税務署照会受付件数(約6.3万件)をベースに、生保各社(43社)に同様の照会を実施しているものと仮定。

生命保険業界のコスト

○人件費のみ

約6.6億円／年

<仮定>

- ・人件費:社員400万円/1人、スタッフ社員150万円/1人(※)

(※)平成25年賃金構造基本統計調査(産業別データ)参照。社会保険料負担除く。

- ・業界全体の専属人員:約240名(※)

(※)社員:120名、スタッフ社員120名。A社の専属人員数(社員:10名、スタッフ社員10名)をもとに、平成24年度の各社保有件数に応じて人員が配置されるものと仮定。

- その他の行政機関からの照会について、例えば福祉事務所からの照会では、行政機関に年間**12億円**のコストが発生していると試算される。
(上記同様の仮定に基づき、照会文書発送件数は約372万件と仮定)

<参考>生命保険協会要望

項 目	内 容
1.提案事項	行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化
2.提案の具体的内容	行政機関及び民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の様式統一化を図っていただきたい。また、税・社会保障分野で番号制度が開始されることを受け、回答時の名寄せへの個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムなどを活用した電磁的方法による照会・回答についても検討いただきたい。
3.提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、行政機関等は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている。(ある生命保険会社では平成24年度に約100万件の税務関連の照会を受けている。)生命保険会社はこのような行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で名寄せ等に必要な項目の目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に事務処理を行い、回答を行っている。 ・照会文書の様式統一化が図られれば、生命保険会社における事務コスト削減及び正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、例えば、生活保護申請の受理までの期間短縮化を通じ、真に保護すべき国民の迅速な保護への貢献が期待される。 ・また、番号法では、制度を導入することにより行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務署・福祉事務所からの照会は社会保障・税分野に係る行政事務にあたるため、生命保険会社にて個人番号を利用して名寄せが可能となれば、一層正確かつ迅速な事務を実現することができる。 ・さらに、情報提供ネットワークシステムなどを活用した電磁的方法による照会・回答が実現すれば、行政機関等における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。行政機関等からの照会の電子化の目的は、電子政府の目的である「行政分野へのICT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しによる国民の利便性の向上や行政の合理化、効率化及び透明性の向上」にも合致しており、電子政府推進の一端を担うことが期待される。また、紙資源のペーパーレス化が推進され、持続可能な社会作りに貢献することができる。
4.根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○税務署照会 <ul style="list-style-type: none"> ・国税徴収法第141条、国税徴収基本通達第2款第141条関係第5条 ・国税通則法第74条の2、同法第74条の3 ○福祉事務所照会 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第29条 ○捜査関係事項照会 <ul style="list-style-type: none"> ・刑事訴訟法第197条第2項、事件事務規程(法務省訓令)11条